平成２９年（フ）第２０３８号
愛知県小牧市大字大草5972番地27　サンジュネス204号、従前の住所岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目15番地　ナビハイツ坂祝203
債務者　長谷部明子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８０号
名古屋市緑区尾崎山１丁目608番地
債務者　近藤　将弘
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８４号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番３－306号　新鶴団地
債務者　宮澤　新一
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８５号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番３－306号　新鶴団地
債務者　宮澤キミ子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６５６号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番２－1005号
債務者　石橋　勝史
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５号
群馬県桐生市菱町２丁目3525番地の４
債務者　佐久間　茂
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１４９号
京都市西京区川島北裏町74番地　メイゾン桂東　303
債務者　下津　陽子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　悠揮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２５号
京都市南区吉祥院里ノ内町81番地の１
債務者　秋山　実也
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２５号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番19号
債務者　小林　亘
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
熊本市北区清水万石１丁目４番３－302、住民票上の住所熊本市北区清水万石１丁目４番３－302号　阪本方
債務者　宮﨑　妙子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４０号
静岡県掛川市杉谷南２丁目８番地の２　レオネクストキッズⅢ201
債務者　三輪　彰
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
北海道茅部郡森町字尾白内町493番地１
債務者　平田　彩乃（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０６号
秋田県湯沢市川連町字欠上り16番地27
債務者　柴田　康行
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１１６号
岐阜県海津市南濃町津屋1974番地29
債務者　大薗　美保
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
高知市平和町28番地12　小高坂三の丸改良住宅13号
債務者　小笠原民子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４５号
高知市北竹島町237番地７　スクエアハウス201
債務者　森木　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
宮城県登米市迫町佐沼字鉄砲丁26番地１
債務者　小山　真樹
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
仙台地方裁判所登米支部